

平成29年10月18日
関東信越厚生局

保険医療機関及び保険医の行政処分について

平成29年9月20日、関東信越地方社会保険医療協議会に「保険医療機関の指定の取消及び保険医の登録の取消」について諮問した結果、諮問のとおり答申がありました。

これを受け、関東信越厚生局長は、以下のとおり行政処分することを決定しましたのでお知らせします。

【行政処分の内容】

1. 保険医療機関の指定の取消

- | | |
|--------------|------------------------------------|
| (1) 名 称 | 芝浦デンタルクリニック |
| (2) 所 在 地 | 東京都港区芝浦三丁目12番6号
CROSS芝浦2階 |
| (3) 開 設 者 | 佐々木 和則 |
| (4) 指定の取消年月日 | 平成29年10月17日 |
| (5) 根拠となる法律 | 健康保険法（大正11年法律第70号）
第80条第5号及び第6号 |

2. 保険医の登録の取消

- | | |
|--------------|------------------------------------|
| (1) 氏 名 | 佐々木 和則（44歳） |
| (2) 登録の取消年月日 | 平成29年10月17日 |
| (3) 根拠となる法律 | 健康保険法（大正11年法律第70号）
第81条第2号及び第3号 |

【行政処分に至った経緯】

保険者から「当該診療所に通院していないにもかかわらず、通院したものとして診療報酬が請求されていた。」との情報提供があり、事実確認のため患者調査及び診療所の現地調査を行ったところ、実際には全く診療は行われていないにもかかわらず、診療報酬を請求していることが強く疑われたため、平成28年12月から平成29年2月まで延べ3回の監査を実施した。

結果として、度重なる監査の通知にもかかわらず、正当な理由なく出頭せず、監査を拒否した。

【行政処分の主な理由】

1. 保険医療機関

健康保険法等に基づく監査を実施する旨、通知したが、芝浦デンタルクリニックの開設者である佐々木歯科医師は、正当な理由なく監査を欠席した。

このことは、健康保険法等に基づく監査について、保険医療機関の開設者が、出頭を求められてこれに応ぜず、検査を拒み、忌避したものであり、保険医療機関又は保険薬局の指定の取消を定めた健康保険法第80条に該当する。

2. 保険医

健康保険法等に基づく監査を実施する旨、通知したが、保険医である佐々木歯科医師は、正当な理由なく監査を欠席した。

このことは、健康保険法等に基づく監査について、保険医が、出頭を求められてこれに応ぜず、検査を拒み、忌避したものであり、保険医及び保険薬剤師の登録の取消を定めた健康保険法第81条に該当する。